

平成 30 年 7 月 1 0 日

保護者 様
関係各位

足立区立第十二中学校
校長 水 谷 正 博

休校の措置となる状況について

このことについて、下記のとおり学校運営をしますので、ご理解ご協力よろしく申し上げます。

記

1 指導内容

- (1) 次の場合を休校とする。
 - ① 午前 6 時の時点で「東京都足立区に特別警報若しくは暴風（雪）警報」が発令された場合
 - ② 学校の所在地に避難準備情報以上（避難勧告・避難指示を含む）が発令された場合
 - ③ 学校が避難所となった場合
- (2) 休校の際は、家庭学習とし、不必要な外出はしない。
- (3) 危険箇所、危険物には近寄らない。特に、池や川には近付かない。

2 備 考

- (1) 休校の判断方法
 - ① 区が、午前 6 時に休校の有無を判断します。
 - ② 区からは、休校に関する情報を区ホームページや公式ツイッター、フェイスブックでお知らせします。
 - ③ 休校でない場合でも、午前 6 時以降の状況の変化に応じて登校時間を遅らせる等の判断を学校が行い、午前 7 時を目途に学校メールや学校ホームページをとおして、対応についてお知らせします。
- (2) その他
 - ① 台風による被害が甚大な場合、学校職員の出勤が困難となり、学校メール配信システム、学校ホームページによる情報提供ができなくなることも想定されます。そのような事態が発生し、学校からの情報が届かない場合もあることをご了承ください。また、学校や区からの情報にかかわらず、子供の安全を第一に考え、各家庭の判断で対応していただくようお願いいたします。
 - ② 交通機関の乱れや保護者の判断などの理由で登校が遅れる場合は遅刻扱いとしません。
 - ③ 学校メールに未登録の場合は、速やかに登録していただきますようお願いいたします。

問合せ 副校長 田 原 好 子
☎ 3 6 0 5 - 2 7 3 4